

滋賀のアーカイブズ

— 滋賀県立公文書館だより —

- ・【湖国こぼれ話⑦】 明治期のコレラ対策 … P.2～3
- ・【利用者の声】 土地家屋調査士と歴史公文書 … P.4
- ・【公文書館の瓦版】 展示資料を手にとって見てみよう！ … P.4
- ・【レファレンス事例紹介①】 長浜県印が見たい！ … P.5
- ・【資料紹介⑧】 滋賀県警察部『明治天皇容態日誌』 … P.6
- ・【資料紹介⑨】 県令達の世界① … P.7
- ・催し物案内／利用案内／アクセス … P.8

ISSN 2435-8223



「大津県印」【資-565】

大津県で用いられた公印。印の大きさは6.5cm×6.5cmで、材質は石で作られています。大津県は、慶応4年（1868）閏4月に設置され、明治5年（1872）年1月に滋賀県と改称されるまで存続した県です。

明治期のコレラ対策

新型コロナウイルス感染症により、世界のあらゆる地域で感染症対策が求められています。現在用いられている対策の中には、近代以降、様々な感染症を乗り越えるために先人たちが編み出してきたものも多くあります。

本コーナーでは、本県における感染症対策の歴史をコレラとの闘いを中心に振り返りたいと思います。

コレラと感染症対策の確立

明治九年（一八七六）、衛生掛として滋賀県にはじめて衛生管理を担当する部署が設置されて以降、本県では様々な感染症対策に取り組んできました。掛設置直後に本県を襲ったコレラへの対応には、現在の対策の源流といえるものが多くあります。

激しい嘔吐と下痢を伴う脱水症状に陥るコレラは、十九世紀にインドから世界へ拡大し、文政五年（一八二二）には日本へも波及しました^二。当初は原因もわからず、人々は加持祈祷などに頼るほかありませんでしたが、近代以降、この人々の命と健康を脅かす恐ろしい病を克服するため、次に挙げるような、様々な感染症対策を始めたのです。

① 避病院の設置

例えば、コレラ患者を隔離・治療し、感染拡大を防ぐために設置されたのが、避病院です。

明治になつてはじめての流行は明治十年のことです。本県でも十月、西南戦争に出征し東京へ帰る途中の兵士が、県内滞在中にコレラを発症しました。次第に兵士以外の県民にも患者が現れ、十月上旬の一日間で一六四人が感染し、そのうち二九人が死亡しています（写真1）。

計	人民		兵員		自十月一日至同十六日	患者人員	死亡人員	治療人員	残人員	
	類似	女性	男性	類似						女性
百六拾四人	四	五	六	百七人	四	拾七人	拾四人	拾一人		
人	人	人	人	人	人	人	人	人		
五	五	四	五	五	五	九	九	七		
人	人	人	人	人	人	人	人	人		
一	一	〇	一	一	一	一	一	一		
人	人	人	人	人	人	人	人	人		
一	一	〇	一	一	一	一	一	一		
人	人	人	人	人	人	人	人	人		
一	一	〇	一	一	一	一	一	一		
人	人	人	人	人	人	人	人	人		

写真1 コレラ病患者表【明い96-1(11)】

この時コレラに感染した患者は、原則全員隔離されることとなり、県内各所に避病院が設置されました。その場所は、西南戦争に出征した兵士の帰路となる東海道や中山道の各駅で、それぞれ軽症者用と重症者用に分けて設置することとされました^三。当初は仮設の病院で、流行が収まると廃止されるものでした。

明治十二年には「虎列刺病予防事務取扱手続」や「避病院仮条例」が制定され、避病院の設置は郡役所が本庁に稟議の上設置すること、完治した退院者には「格別良全快証」を与えることなどが定められました^四。

明治十四年には、県が仮設の避病院を地方税で存続させることを内務省に伺い出ており、これが許可されたことにより、避病院は仮設から常設へと移行していきます^五。避病院はその後、伝染病院や隔離病舎として引き継がれていきます。

② 火葬の普及

現代日本では多くの場合、葬法として火葬が選ばれています。しかし明治初頭には、土葬と火葬が混在しており、むしろ火葬は火葬場から出る臭煙対策や、廃仏思想に基づく政策から禁止されていた時期（明治六年七月十八日〜同八年五月二十三日）もありました^六。そのような中、感染症対策の一環として、火葬が論じられるようになります。

本県では、明治十三年、「虎列刺病屍ハ火葬セシムルヲ十全ナリトスル」として、衛生的観点から火葬が推奨され、火葬場の設置が進められます^七。その場所は、「人家隔離ノ地」かつアクセスに支障のない場所としています。また、埋葬地についても、一般のものとは区別し、河畔や道路、田んぼの近くや砂地は避けるように指示しています。

その後の明治三十年の伝染病予防法では、コレラに限らず、感染症による死者は原則火葬にすることが定められました。

③ 検疫の導入

交通の要所での検疫も、コレラの流行に対処するため導入された対策方法といえます。当時遠方への移動は海路が主流であったこともあ

り、主に海港に検疫が設けられました。本県でも、明治十二年の「虎列刺病予防事務取扱手続」において、「病勢ノ緩急ヲ量リ臨時各港津又ハ要路ニ検疫所ヲ設ケ」ることが定められています。これは海路（明治九年から同十四年までの間、現在の福井県の一部が滋賀県に編入されていたことにより、本県にも海がありましたが）だけでなく琵琶湖の湖上汽船をも想定したもので、船中から発病者を発見した時は、船室や荷物、乗組員などに消毒法を行い、その船は三日間運用が禁止されることとなりました。

実際に明治十八年に本県でコレラが流行した際には、臨時検疫本部が設けられ、湖上汽船でも検疫が実施されていたことがうかがえる資料が残されています（写真2）。

また、鉄道網の発達に伴い、鉄道の主要駅にも検疫が設けられていきます。

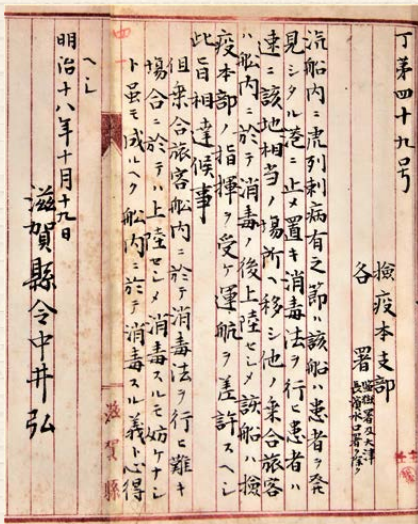


写真2 湖上汽船での検疫の実施【明い161-1(41)】

④ 明治のフィジカル・ディスタンス

現在、新型コロナウイルス感染症への対策として、三密の回避やフィジカル・ディスタンスの考え方が取り入れられていますが、実は、明治時代にも同様の対策が行われていました。

例えば、明治十年にコレラが流行した際には、神仏祭礼をはじめ、芝居、相撲などの興行やそのほか「無益ノ事」に多人数が集まる集会を禁止しています⁸⁾。

また、明治十九年、大津市街においてコレラが流行した時には、せまい旅館に多くの旅人が宿泊すると、感染のリスクが高まるので、大津市街と神出・別所・藤尾・東浦・松本・馬場の各村の宿では、「畳壹帖半二付旅客壹人」の割合を越えないようにと取り決められました⁹⁾。また、宿だけでなく住居においても同様の人数制限が設けられ、違反者は違警罪（拘留または科料の刑にあたる罪）に問われることとなります¹⁰⁾。

明治初期から、病人の隔離や、民衆の集まる場所へ出かけないだけでなく、住まいの中でも人との距離を保った感染予防が行われていたのです。

⑤ 公衆衛生観念の芽生え

このように、初めは流行が起こるとその都度対処にあたっていましたが、次第に「未発ノ時ニ於テ土地ヲ清潔ナラシムルハ予防方中最モ緊要ナリ」と、事前に予防を行うようになります。特に「汚湿不潔ノ地」は「病毒」が繁殖するとして、下水溝や芥溜などの改良や清掃が行われ、公衆衛生の観念が高まっていきます¹¹⁾。

人類の長い歴史の中で、人々は常に感染症と闘ってきました。その中には、天然痘のように人類が克服したといえる感染症もあります。しかし、それはほんの一部に過ぎず、眼に見えない感染症との闘いは今後も続いていくでしょう。そのような状況の中で、感染症との闘いの歴史を知ることにより、新たな感染症を克服するための手がかりが見つかるかもしれません。（岡本和己）

- 一 「衛生係事務章程」【明い249-2（11）】。
内海孝『感染症の近代史』山川出版社、平成二十八年、二一頁。
- 二 「コレラ病市街宿駅人民の伝染発病せし時は避病院に入るを本則となす尤も僻村の田舎間は此限に非ずの件」【明い92（195）】。
- 三 「虎列刺（コレラ）病予防事務取扱手続、虎列刺（コレラ）病者療養心得及避病院仮条約定む」【明い109-2（23）】。
- 四 「避病院保存の義に付同書」【明う30-1（47）】。
- 五 「火葬禁止」【明あ31（253）】。「火葬禁止の布告廃さる」【明あ54（59）】。西野光一「明治六年の火葬禁止令における火葬観について」『佛教文化学会紀要』平成十一年、八号、九二〜一五頁。
- 六 「虎列刺（コレラ）病予防規則に抛り虎列刺（コレラ）病屍火葬埋葬場并に汚穢物焼棄場条項に照し取調の件」【明い114-1（9）】。
- 七 「コレラ病流行に付神仏祭礼を修行すること並芝居相撲等の諸興行及び無益の事に多人数集會すること当分不相成」【明い88-1（29）】。
- 八 「虎列刺（コレラ）病流行に付大津市街并に神出外5村の旅人宿に於ては畳一帖半に旅客一人の割合より超過せしむべからず」【明い162（91）】。
- 九 「虎列刺（コレラ）病予防に付、大津市街の内金塚外4町に限り畳一帖半に付一人の割合を以て住居せしむ」【明い162（103）】。
- 一〇 「虎列刺（コレラ）病終熄後の予防清潔方法」【明い167-2（80）】。

【利用者の声】

土地家屋調査士と歴史公文書

滋賀県土地家屋調査士会 西村 和洋

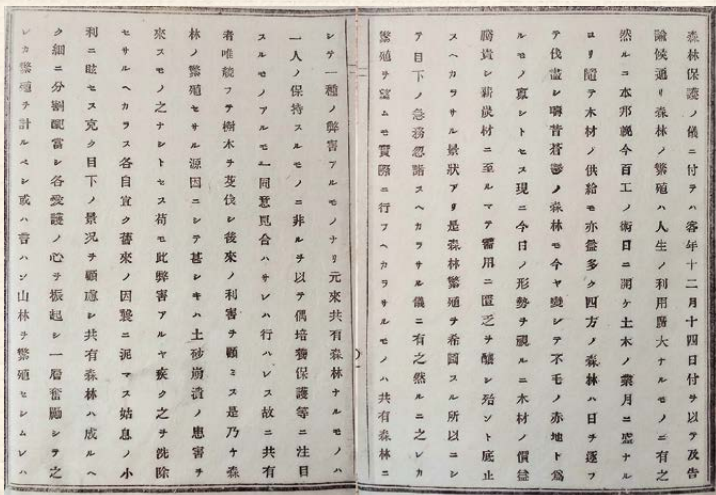
今年三月、私の所属している滋賀県土地家屋調査士会では、制度制定七〇周年を記念して『滋賀の地籍―土地家屋調査士の視点から』をサンライズ出版より上梓させていただきました。編さんにあたって、県立公文書館の所蔵資料について数多く活用させていただきましたことに大変感謝する次第です。今回は、その『滋賀の地籍』を通して感じた歴史公文書の持っている現代的な価値の一端をご紹介させていただければと思います。

その前に「土地家屋調査士」という資格ですが、正直なところ知名度は高くはないものの、土地家屋調査士法第一条において、「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資する」ことを使命としている国家資格で、昨今では社会的にも認知が広がってきた「所有者不明土地問題」等の解決にも貢献しています。

少し前になりますが、県政史料室(当時)の展示で「共有森林分配の告諭」明治十四年一月十八日【明い233(3)】(写真)が紹介されました。当時の県令であった籠手田安定によって、森林の乱伐を防ぐために集落の所有している共有森林をあえて細かく家単位で分けたということです。

所有者不明土地問題の解決が難しい理由の一つに、山林地の土地境界がわかりづらいことがいわれています。

すが、県内の山間地では本告諭の影響を受けたと思われる一筆地・土地境界が今も広い地域で確認できます。その成り立ちを読み解く上で、改めて当時の意図や根拠を示していただいたことにより、問題解決の良いヒントになりました。土地境界には、地域ごとの慣習の影響が色濃くありますが、高齢化や人口減少で継承が難しくなっています。そうした中で今回の事例は、地域の過去と現在との橋渡しを歴史公文書が行うという、タイムリーなものでした。私たち土地家屋調査士としては、今後も県立公文書館を有意義に活用させていただいて、社会的使命を果たして行きたいと思っています。



共有森林分配の告諭【明い233(3)】

【公文書館の瓦版】

展示資料を手に取って見てみよう！

今年から、展示資料の一部を実際に手に取って御覧いただける取り組みをはじめました。

カウンターに用意している「簡易閲覧申込書」へ必要事項を御記入いただきますと、どなたでもすぐに実物の資料を手に取ってご覧いただけます。

現在開催中の企画展示「琵琶湖干拓物語」でも、関連する資料として『琵琶湖対策審議会記録』【資523】や昭和天皇が滋賀県を巡幸した際のアルバム『湖国巡幸』【資629】を御用意しておりますので、ぜひ御利用ください。



『湖国巡幸』昭和26年【資629】

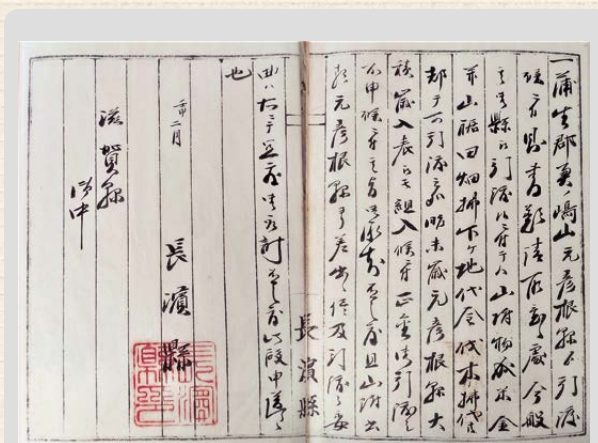


『琵琶湖対策審議会記録』昭和12年【資523】

「レファレンス事例紹介①」
長浜県印が見たい!!

公文書館の重要な業務のひとつに、利用者から寄せられる様々な要望にお応えする「レファレンス」があります。本コーナーでは、これまで寄せられたレファレンスの中から、皆様にもぜひ知っていただきたい事例を深掘りして御紹介します。

今回御紹介するのは「長浜県の印が押された文書を閲覧したい」という事例です。これに対し、担当者は検索システムで長浜県が作成した文書をリストアップし、一点ずつ現物を確認しながら長浜県印の捺印があるものを探し、次の文書を紹介しました。



「申送帳」明治5年2月【明ち 305(1-2)】

長浜県印が捺印された上記の文書は、長浜県から滋賀県に提出された、奥の島の引き渡しに係る文書です。

深堀1! 長浜県ってどこ?

さて、皆様はそもそも「長浜県」という県を御存知でしょうか。

明治初期、近江国にはいくつもの県がありました。同国に最初に誕生したのは「大津県」です。明治新政府は、旧幕府時代の太宰府官所の支配地を統治するために、慶応四年三月、大津裁判所を設置しました。しかし、同年閏四月の「政体書」発布により地方が府・藩・県の三治体制となったことで、大津裁判所は廃止され、「大津県」が誕生することになります。

明治四年には、廃藩置県が行われましたが、この時は藩をそのままに置き換えただけだったので、全国で三〇〇以上の県ができることになりました。同年十一月には、政府はこれを七二県に統廃合し、これにより近江国は北の「長浜県」、南の「大津県」にまとめられます。しかし、長浜県の庁舎を彦根に置くにあたり、所在地と県名が異なるのは不適當であるとして、翌年の二月には県名の改称が検討されます(国立公文書館所蔵【公00720100-016】)。彦根を県名とすることは「旧習ノ不去一端」であるとして、長浜県側からは「江湖県」や「東湖県」という案が出されましたが、最終的には国からの指示で郡名をとって「大上県」とすることにしました。また、「大津県」も「滋賀県」と名称変更され、明治五年九月にはついにこの二県が合併し、現在の県域に等しい滋賀県が誕生します。つまり、「長浜県」とは、廃藩置県後の県の統廃合の過程で近江国に誕生し、わずか三ヶ月で名称変更された、その混沌の時代を象徴する県だったのです。

深堀2! 県印っていつからあるの?

県印とは、公印(公務上で使用する印章)のひとつで、県の名が刻印されたものを指します。

県印の誕生は慶応四年に遡ります。同年五月に「府藩県各印鑑ヲ制スヘキ事」が布告され、同月中には、改めて印鑑のサイズも「二寸二分(約六・六cm)」と規定されました【明あ2(12・16)】。これに基づき各府藩県印が製作されることとなります。当館が所蔵する「大津県印」(表紙写真)も、この大きさで作られています。また、明治三年にはひと回り小さい一寸五分(四・五cm)の小印を作るよう太政官から指示があり、用途に合わせて数種類の県印の使い分けがなされていたことがわかります(国立公文書館所蔵【太00041100-01】)。冒頭で紹介した長浜県印は、この一寸五分のサイズのものです。

県印の管理についても厳しく規定され、明治九年の「県印取扱条例」【明い84-1(17)】では、県印は令・参事が専管し、退庁時には箱に入れ封緘(ふうかん)をして宿直の官吏に預けることと定められています。

また、県印以外にも知事印や課名課印などが作られました。『滋賀県印譜』【明お41-1】には明治八年五月から明治二十七年十月までに使用されていた各種印章がまとめられており、その多さに驚かされます。

滋賀県が誕生して以来、印鑑自体は幾度か作り直されていますが、県印は常に文書の真正性を証明するため使用されてきました。そして、現在でも各種証明や検印用として、その役割を果たしています。

(岡本和巳)

【資料紹介⑧】
滋賀県警察部 『明治天皇容態日誌』

令和三年（二〇二一）三月十六日、東近江市在住の個人より、寄贈文書一点を受け入れました【寄2-1】。本資料は、滋賀県警察部が作成した事務日誌で、明治天皇崩御前後の県警の対応をうかがうことができる貴重なものです。本コーナーでは、その概要を御紹介します。

本資料の寸法は、二四・五cm×一七・〇cmで、約一五〇丁の冊子です。表紙・裏表紙とも無題で、資料名の「明治天皇容態日誌」は、類似の資料を参考に当館が名付けたものです。中身の用紙は「滋賀県警察部」の罫紙が用いられており、作成当時は公文書として取り扱われたものと考えられます。しかし、寄贈者の親族に警察・県職員関係者はおらず、寄贈者の住居で長年保管されてきた詳しい経緯は不明です。



『明治天皇容態日誌』表紙

本資料の日付は、明治四十五年（一九一二）七月二十日から大正元年（一九一二年）九月末までとなっています。七月二十日の宮内省告示で、明治天皇の病状が伝えられたことを受けて、天皇の容体や警察部の事務概要などが記録されました。

例えば、冒頭七月二十日付の記事には、天皇の容体をいち早く報じた『大阪朝日新聞』『近江新聞』の号外記事が転載されています。翌二十一日、警察部は早速県内の貸座敷や料理店、寄席等の営業者に対し、音を鳴らす芸能など「騒々敷行為」を慎むよう通知を出しています。

天皇の容体に関する情報は、先述の新聞号外に加え、宮内・内務両省の通知や官報、上京した知事からの電報など、様々な手段から得ていました。さらに七月二十三日付の記事によれば、大阪朝日・近江両社が東京から容体情報を得た際は、号外配布以前に提供を受ける取り決めを交わしていたようです。

当館所蔵の『大正元年天皇陛下崩御に係る書類』によれば、県内務部は、天皇崩御の情報を七月三十日の午前五時五五分に、内務次官から電報で伝えられたようです。しかし同部は、午前一時半頃には、既に大阪朝日新聞社を通じて、その情報を入手していました。本資料からは、その背景に警察部の要請があったことをうかがうことができます。

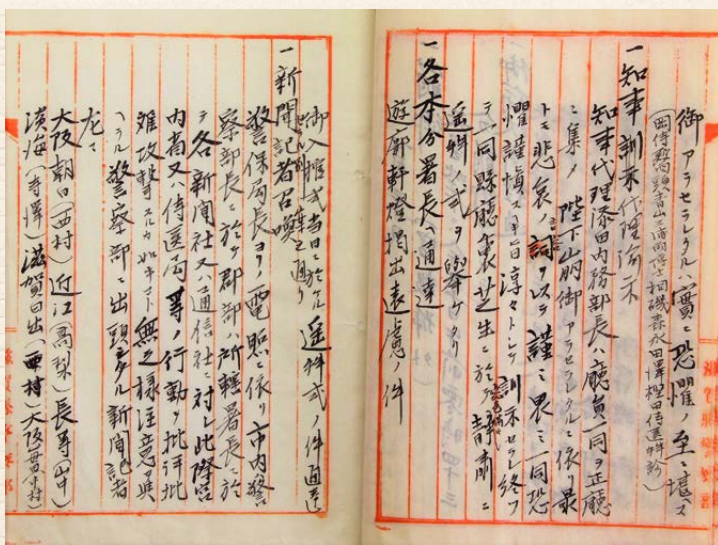
その一方、警察部は即日、新聞記者を召喚し、宮内省や待医局等の行動を非難・攻撃しないよう、釘をさしています。当日出頭した記者には、近江、長等、淡海、滋賀日出、大阪毎日、滋賀日報に加え、崩御の第一報を県に伝えた大阪朝日も含まれています。本資料

からは、県警察部が新聞社を通じて、重要情報をいち早く得るとともに、情報統制にも深く関与していた様子がわかります。

なお当館では、先述の『大正元年天皇陛下崩御に係る書類』をはじめ、本資料の関連文書を多数所蔵しています。併せてご利用ください。（大月英雄）

《関連文書一覧》

- 知事官房秘書係『大正元年天皇陛下崩御に係る書類』【明か19-1】
- 甲賀郡役所『大正元年大喪に関する書類編冊』【明ふ47-1】
- 蒲生郡役所『大正元年大喪に関する書類編冊』【明ふ47-2】
- 愛知郡役所『大喪関係書類』【明ふ48-2】
- 大上郡役所『大正元々三年御大喪に関する書類』【明ふ48-1】
- 東浅井郡役所『明治天皇崩御に係る書類』【明ふ49-2】



新聞記者召喚の記事

県令達の世界①

当館では現在、「県令達」のデジタルアーカイブ化を進めています。県令達とは、請求番号が「明い」で始まる県の法令を編綴した資料群を指します。本コーナーでは、そのうち明治四年十二月から同八年四月までの資料を御紹介します。

当館が所蔵する県令達のなかで、最も古い基本資料が『無記号達編冊』（布令書編冊）三四冊（①～④）です。県の法令を各町村に周知するために発行された「布令書」が綴じられています。その文案は戸籍専務や社寺専務など、各事務担当部署で作成され、県令（後の知事）の決裁を経て印刷されました。

ただし、県の法令といっても、その多くは国の法令をそのまま告示するものでした。当時それらは、太政官が発令したものを「布告」、諸官省が発令したものを「布達」と呼んでいたことから、「布告書」「布達書」とも称されるようになります。

布令書の発行時期は、明治四年十二月から、同八年四月までですが、所々欠番があります。さらに、文面を書き写した複製物や、京都府の布令書を貼り紙で修正したものなども含まれています。資料名も、後に付される法令記号に言及（「無記号」）していることから、本資料は後年作成されたようです。

そのきっかけとなったのは、明治八年四月の太政官

達と考えられます。太政官では、明治六年五月に庁舎が焼失し、多くの文書が失われた経験がありました。そこで記録文書が失われれば、「後日ノ照会」ができず、事務上の困難が生じるとして、保存方法を設けて大切に保管するよう府県に求めたのです。

『布達番号簿』三冊（⑤～⑦）は、県法令の発送整理簿です。県の法令は、明治五年二月より「第〇号」などの法令番号が付されるようになり、法令名や発令月日、発行部数とともに、本台帳で管理されました。ただし最初のもの（⑤）は、同年九月二十二日の「第百九拾六号」から始まっており、途中で付け始めたようです。

印刷された布令書は、簿書専務（文書係）の確認を経て、町村ごとに一部ずつ頒布されました（明治七年十二月より複数部）。明治六年三月から、同八年一月までは、各地の掲示場でも告示されています。

『諸課各専務官員達簿』一〇冊（⑧～⑩）は、県の法令のうち、県庁の各部署（課・専務）や、官員向けに発令された文書が綴じられています。

このうち、国の法令を伝達するものを「布達」、県独自で発令するものを「達」と区分し、前者のみに法令番号が付されています。いずれもその多くが印刷されたようですが、本簿冊には、簿書専務が作成したその文案が綴じられています。

その他、この時期の県令達には、明治五・六年の県独自の布令書等を「庁中」「管内」などに分類した『滋賀県治撮要』一一冊【明い222～232】や、各部署が作成した法令文案等の簿冊【明い244等】があります。併せて御覧ください。

（大月英雄）



本県無記号達編冊（明治5～7年）

請求番号	資料名	冊数
① 明い301～32	明治5年本県無記号達編冊	5
② 明い35～45-2	明治6年本県無記号達編冊	12
③ 明い47～58	明治7年本県無記号達編冊	12
④ 明い60～64	明治8年本県無記号達編冊	5
⑤ 明い34-1	明治5年9月より明治6年中布達番号簿	1
⑥ 明い34-2	明治7年布達番号簿	1
⑦ 明い34-3	明治8年甲号乙号丙号甲乙号外布達番号簿	1
⑧ 明い33	明治5年諸課各専務及人名へ達簿	1
⑨ 明い46-1～3	明治6年諸官員江達書簿 等	3
⑩ 明い59-1～4	明治7年諸課各専務両出庁3出張所諸達書簿 等	4
⑪ 明い59-5～6	明治8年諸課達簿全 等	2

主な県令達資料（明治4年12月～同8年4月）

催し物案内

【企画展示】

・「琵琶湖干拓物語 ―消えゆく内湖と新たな大地―」

8月2日(月)～10月28日(木)

昨年度新たに公文書館へ移管された昭和戦後期の資料等をもとに、琵琶湖の内湖干拓の歴史に迫ります。

・「滋賀県地籍図の世界(仮)」

11月1日(月)

～令和4年1月27日(木)



企画展示の様子

※今後の新型コロナウイルスの拡大状況によっては、実施の時期・内容等を変更する場合があります。

利用案内

【利用時間】 午前9時～午後5時

【休館日】 土曜日、日曜日、祝日

年末年始(12月29日～1月3日)

【閲覧方法】

① ホームページの「資料検索」から、閲覧したい資料を検索します。

② 利用請求書に必要事項を記入して、しがネット受付サービス(本県インターネットサービス)、郵便またはFAXで提出します。

* 利用制限情報の審査を行い、申請後三〇日以内に利用決定を行います(やむを得ない事情により審査期間を延長する場合があります)。準備ができ次第、利用決定通知書を送付します。

③ 事前に閲覧日を連絡の上、右決定通知書を持って御来室ください。

※目録の利用区分が「公開」の資料であれば、簡易閲覧として当日に利用できます。

【その他の利用】

・ 資料の撮影は、持参した機器で各自が行ってください(写しの交付もできません)。

・ 企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。

・ 資料の保護のため、館内での飲食、鉛筆以外の筆記用具の使用は御遠慮ください。

滋賀のアーカイブズ 第11号 令和3年(2021年)9月30日

編集・発行 滋賀県立公文書館

〒520-8577

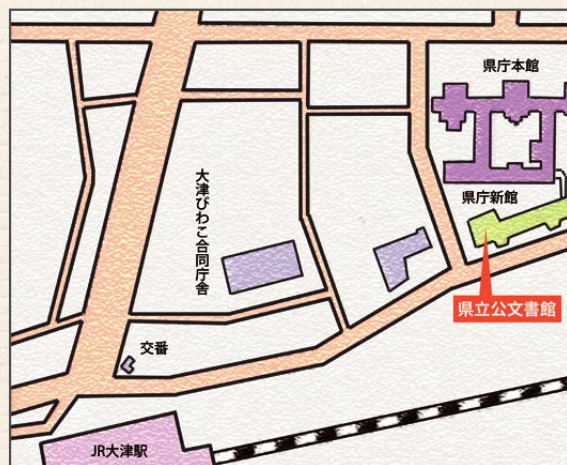
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel : 077-528-3126

Fax : 077-528-4813

Mail : archives@pref.shiga.lg.jp



① JR大津駅から東へ徒歩5分。

② 京阪電気鉄道島ノ関駅から山側(南南西)へ徒歩5分。